

金沢市創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助制度のご案内

金沢市では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを推進するため、家庭や事業者におけるエネルギー自給率及び使用効率の向上を図り創エネ設備や省エネ設備を設置する方に補助金を交付します。



補助対象設備および補助金額

※予算の範囲での交付になります

補助対象設備 (未使用のものに限る)	補助 限度額	対象要件等	設置日	
1 太陽光発電システム・HEMS・蓄電システム (創・省・蓄エネ設備の一体的導入)	15万円	①太陽光発電システム及びHEMSの要件は 2 の通り ②蓄電システムの要件は 3 の通り	2, 3の設置日のうちいずれか遅い日	
2 太陽光発電システム・HEMS (創・省エネ設備の一体的導入)	5万円	①太陽電池の最大出力が2kW以上のシステム ②発電した電力を自己が居住する住宅において使用すること ③配線方法が余剰配線であること ④景観条例に規定する景観形成基準に適合していること ⑤HEMSは使用電力量の見える化、制御機能、エコネットライト搭載等の要綱に掲げる要件を満たすもの	電力会社との系統 連系開始日または HEMSの保証書に 記載される保証開 始日のいずれか遅 い日	
3 蓄電システム	10万円	①常時、太陽光発電システム等の設備と接続し、その設備が発電する電力を充放電できるもの ②蓄電池部に加え、電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの ③蓄電容量の合計が2kWh以上で、定置用のものであること	保証書に記載され る保証開始日	
4 高効率 エネルギー 設備	燃料電池システム (エネファーム)	5万円	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定しているもの	保証書に記載され る保証開始日
	ハイブリッド給湯器	4万円	都市ガス又はLPガスを燃料とするものであること 以下の3つから構成されるもの ・電気式ヒートポンプ(JIS基準の中間期のCOPが4.7以上) ・潜熱回収型ガス給湯器(給湯部熱効率が94%以上) ・貯湯ユニット	
5 断熱窓 (既存住宅に限る)	5万円 (詳しくは下記表)	①主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室等)に設置すること ②①の居室単位で実施し、原則、外気に接する全ての窓に設置すること ③内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う方法で設置すること ④熱貫流率が2.33W/m ² ・K以下の製品であること ⑤既存の住宅であること(新築は対象外) ⑥施工業者に委託して設置すること <small>※主たる居室に設置をする場合、同時にトイレ、浴室、脱衣室、洗面所に設置するものについても補助金の交付の対象とすることができる</small>	設置完了日	
6 木質ペレットストーブ	10万円	①木質ペレットを燃料として使用するものであること ②安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること	保証書に記載され る保証開始日	

断熱窓の1箇所・1枚あたりの補助金額 ▶

設置方法	サッシの 外枠寸法	面積	補助金額
内窓設置 外窓交換	サッシの 外枠寸法	大(2.8㎡以上)	10,000円/箇所
		中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	7,000円/箇所
		小(0.2㎡以上1.6㎡未満)	4,000円/箇所
ガラス 交換	ガラスの寸法	大(1.4㎡以上)	4,000円/枚
		中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	2,500円/枚
		小(0.1㎡以上0.8㎡未満)	1,500円/枚

補助の対象となる方

- 補助対象設備1～5：自己が居住する市内の住宅(併用住宅を含みます)に 対象設備を設置する方
- 補助対象設備6：市内に住所を有する方又は市内で主に活動する町会であり、市内の住宅・事業所・活動施設に対象設備を設置する方
※市税を滞納していないことが条件となります。
- ※ 1、2の申請をされる方は、上記に加え電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していることが条件となります。
- ※ 自己の所有していない建物や共同住宅の専用使用権を有する共用部分に補助対象設備を設置する場合は、所有者や管理組合等の同意を得ていることを要します。
- ※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。
- ※ 補助金の交付は、1住宅(建物)につき一回限りです。
- ※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。

○申請時期

設置後の申請になります（※太陽光発電システム導入の方は設置前に確認事項がございます）。

○申請期限

設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

※【該当者のみ】太陽光発電システム導入の方は設置前にご確認ください。

設置する建築物の高さ	10m	超える	景観政策課へ相談要
太陽光パネル面積の合計	50㎡		
太陽光パネルの設置場所	景観形成区域	該当	都市計画課へ相談要
	風致地区		
	地区計画区域	該当	

届出・お問い合わせ

 景観政策課 住所：〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 電話：(076)220-2364
 E-mail：keikan@city.kanazawa.lg.jp

 都市計画課 住所：〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 電話：(076)220-2351
 E-mail：tokei@city.kanazawa.lg.jp

必要書類について

○全設備共通

- ①補助金交付申請書（全設備共通）
- ②各設備の概要
- ③領収書
- ④請求書もしくは見積書（③で確認できる場合は省略可）
- ⑤住民票の写し（3か月以内に発行したもの、木質ペレットストーブの場合は不要）
- ⑥住宅地図
- ⑦その他市長が必要と認める書類 ※必要な場合は別途お伝えします。



○設備別

<p>●<u>太陽光発電システム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①系統連系に係る契約のご案内 ②低圧系統連系技術要件確認書 ③受給開始のお知らせ ④保証書もしくは出荷証明書の写し ⑤設置状況が確認できる写真（※1） ⑥図面 ⑦（該当者のみ）通知書（※2） 	<p>●<u>HEMS、蓄電システム</u> <u>高効率エネルギー設備、</u> <u>ペレットストーブ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①保証書の写し ②仕様が分かる書類（カタログ等） ③設置状況が確認できる写真（※3） ④（ペレットストーブのみ）設置場所の配置図 	<p>●<u>断熱窓</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅全体の平面図（断熱窓の設置位置を記入） ②設置状況が確認できる設置前・設置後の写真 ③性能証明書、納品書、出荷証明書の写し（いずれか1点） ④仕様が分かる書類（カタログ等） ⑤設置完了日が分かる書類の写し（作業報告書など） ⑥（設置を必須としない窓がある場合）そのことが分かる写真
--	---	---

＋ 請求書（金沢市様式、支払いにかかる日数短縮のためなるべく交付申請時に提出していただくようお願いします。）

（※1）①太陽電池モジュールを含む家屋全体、②太陽電池モジュール、③パワーコンディショナ

（※2）①「景観形成基準適合通知書」、②「風致地区内における行為の許可について」（許可通知書）、
③「地区計画の区域内における行為の届出の了承について（通知）」

（※3）HEMSの場合、①HEMS本体機器、②電気使用量等が表示されているHEMSモニター（スマートフォンなど）

お申し込み・お問い合わせ

ゼロカーボンシティ推進課

〒920-8577 金沢市柿木畠1-1
 電話 (076)220-2507
 FAX (076)260-7193

